

令和8年度事業計画

I 基本方針

少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは、働く意欲のある高齢者がその能力や経験を活かして、年齢に関わりなく活躍できる社会の実現が求められています。

こうした中で、高齢者に対して地域社会に密着した多様な就業を確保・提供し、会員の生きがいの充実や健康の維持、経済的な安定などを図るとともに、地域社会に貢献するシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する期待は、益々大きなものとなっています。

他方で、シルバー事業を取り巻く環境の変化等に目を転じますと、国として、企業において雇用する労働者に70歳までは就業機会を提供する等の法整備を進めている影響もあり、シルバー事業は、新規入会者の伸び悩み、入会時年齢の上昇による会員の高齢化といった課題に直面しています。

このような現状認識のもと、センターがこれからも地域に愛され親しまれ、地域でその存在感を発揮していくためには、センターの基盤となる会員の拡大が喫緊の課題ではありますが、加えて現登録会員が年齢を重ねても在籍できる退会抑制の取り組みと併せて、シルバー就業の根幹である安全就業の徹底をより一層強化する必要があります。

また、センターの運営面では、令和5年10月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」への対応や、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）」の順守と、同法の趣旨を踏まえた厚生労働省の方針に則し、本年4月から移行した「新たな契約方法」（包括的契約）の円滑な運用や、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づく事業運営の推進、さらには令和7年4月から始まった新しい公益法人制度への対応など、シルバー事業を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの諸課題について、適切な対応が図られるよう取り組みを進めていきます。

こうした状況を踏まえ、令和8年度の事業運営に当たっては、「地域社会の期待に応える魅力あるシルバー人材センター」の実現に向け、基本理念である「自主・自立、共働・共助」の精神に基づき、次に掲げる実施計画を積極的に展開します。

Ⅱ 実施計画

1. 会員拡大と会員の意識・技能の向上

多様化し増加する地域ニーズに応えられるよう、新入会員の確保拡大を図ると共に退会抑制の取り組みを強化します。また、会員が様々な分野で就業できるよう、会員の意識・技能の向上を推進します

- (1) 広報活動や技能講習（高齢者活躍人材確保育成事業）等により、新規会員の拡大を促進します。
- (2) 定例の入会説明会（原則毎月第3金曜日に実施）のほか、臨時入会説明会（年度末に実施）を開催します。
- (3) 会員の退会抑制を図るため、フレイル（虚弱）予防と認知症対策に取り組みます。
- (4) 各種講習会（安全運転講習、草刈安全講習、マナー講習等）や研修会等の開催により、安全意識や職域毎の知識・技能や就業マナー意識の向上と人材育成を図ります。
- (5) 地域懇談会等で会員の各種事業への参加促進と、会員意識の向上や基本理念の高揚をSDG sの取り組みと併せて図り、持続可能な社会の実現を目指します。
- (6) 就業にあたっては、「会員の心得」（資料参照）を順守し「親切、ていねい、誠実に」を基本に、技能・技術、就業マナーの向上とお客様サービスを徹底します。
- (7) 会員のデジタル技能向上のため、対応窓口と講習会等の充実を図り、各種システム（オクレンジャー・Smile to Smile）を積極的に活用し、業務のデジタル化を進めます。
- (8) 就業だけに止まらない、広く魅力あるセンターとなるよう、サークル活動や自主活動等の福利厚生の実施を図ります。

2. 就業機会の拡大

多様化する地域ニーズや会員の就業ニーズに対応するため、事業所、一般家庭、公共団体等にシルバー事業の周知広報と受注活動を強化し、就業機会の確保拡大を図ります。

- (1) 会員と役職員が連携し、就業開拓・確保を図ります。
- (2) チラシ、パンフレット等の配布により、就業機会の確保を図ります。
- (3) 県SDG s 推進事業所としての周知により、就業開拓・確保に取り組みます。
- (4) 会員の多様な知識・経験を活かす独自事業の取り組みを推進します。
- (5) 県長寿社会開発センターとの連携によるシルバー事業の周知と就業開拓を図ります。

3. 派遣事業及び適正就業の推進

健康で働く意欲ある会員の「生きがいづくり」と「社会参加の実現」のため、就業ニーズを有する会員に対し、公平で公正な就業機会の提供を推進します。また、国の「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、派遣事業による新たな就業機会の確保や就業分野の開拓を図ります。

- (1) 公益法人として法令を遵守し、適正就業を推進します。
- (2) 就業ローテーション等によりワークシェアリングを推進します。
- (3) 就業の機会は、特定の会員に集中させずに、公平にできる限り多くの会員に提供するよう努めます。
- (4) 指揮命令が伴う就業については、派遣事業への移行を進めます。

4. 安全就業の徹底

「安全は全てに優先する」「安全なくして就業なし」を合い言葉に、「自分の安全は自分で守る」という会員の安全意識の熟成を図り、事故防止策と健康管理の徹底により安全就業を推進します。

- (1) 令和8年度安全重点目標及び行動計画を推進します。
- (2) 安全委員会、地区安全対策員による安全就業を推進します。
- (3) 安全委員会、地区安全対策員による安全パトロールを実施します。
- (4) 安全委員会、地区安全対策員による事故事例を検証し、事故状況の把握と原因分析を行い、事故の再発防止を図ります。
- (5) 草刈・剪定安全就業大会や各種安全講習会と安全就業推進会議を開催し、安全就業を推進します。(再掲)
- (6) 地域懇談会や会報「銀嶺」(年2回)と事務局ニュース(不定期)や啓発チラシ等で、会員の安全への就業意識向上を図ります。
- (7) 職域班等による安全就業の徹底を図ります。
- (8) 「安全の心得」《みんなで守ろう10か条》(資料参照)を励行します。
- (9) 就業途上、就業中の事故防止対策を徹底します。
- (10) 会員は心身ともに健康で安全に就業できるよう自らの健康管理に努めます。
- (11) 会員の健康維持を図り、安全就業のためフレイル(虚弱)予防や地域包括支援センターと連携した認知症対策に取り組みます。(再掲)
- (12) 安全就業ワッペンの着用の徹底を図ります。
- (13) ヘルメットやフェイスガード、安全帯等の安全器具の使用を徹底します。
- (14) 作業前の「安全ミーティング」の実施の徹底を図ります。
- (15) 作業中の安全就業を徹底するため、複数人作業を推進します。

5. 普及啓発活動の推進

シルバー事業に対する地域社会の理解と認識を高め、広く地域住民から理解と協力を得るため、シルバー人材センターについて、様々な機会を通じて広報宣伝等、普及啓発活動を推進します。

- (1) 会報「銀嶺」を発行し会員に配付するとともに、構成市町住民への回覧や関係機関等へ送付します。(再掲)
- (2) ホームページの充実や各種広報媒体を活用します。
- (3) 各地域で地域貢献の一環としてボランティア活動を実施します。
- (4) 地域イベントと連携したPR活動を実施します。
- (5) 報道機関等への情報の提供を図ります。
- (6) 高齢者の情報格差の解消に向けたシニア世代対象のスマホ教室を開催し、センターのデジタル化と普及啓発を図ります。(再掲)
- (7) センターの基本理念に基づく、SDGsを積極的に展開し、センターへの関心とイメージを高めます。(再掲)

6. 組織体制の充実及び活性化

センターの運営の基本である会員の自主的、主体的運営に向けて、会員は就業だけでなく、会員相互の連帯や交流をはじめ、センターの事業を推進する様々な活動に積極的に参加し、活動の主たる担い手となるよう取り組みます。

- (1) 会員相互の自主的な活動や研修を支援します。
- (2) 全会員がひとり1会員1事業開拓を目指して取り組みます。
- (3) 班長会議等により組織体制の強化と活性化を図ります。
- (4) 後継者の育成と加入を促進し、班長等のリーダー支援を図ります。
- (5) 理事会、委員会等の自主的活動の推進を図ります。
- (6) ボランティア活動の充実に取り組みます。

7. 財政基盤の強化、運営の改善

多様化し増加する就業ニーズによりセンターの業務が拡大する中、センターの安定的かつ持続的な運営を維持確保するため、効率的運営と財政基盤の強化を図ります。

- (1) 運営組織体制の効率化を図ります。
- (2) 運営全般について経費の節減に努めます。
- (3) 会員・役職員による就業開拓・確保の取り組みを推進します。(再掲)
- (4) 財政基盤の強化を図るため、補助金と事務費等の額のあり方を検証します。
- (5) フリーランス法の対応と併せて、業務のデジタル化を推進します。(再掲)
- (6) 「新たな契約方法」(包括的契約)や、新しい公益法人制度への適切な対応を図ります。